

平成22年度 第5期第3回 東京地方労働審議会

1 日 時 平成22年11月11日(木) 15:30～17:30

2 場 所 東京労働局 海岸庁舎(4階会議室)

3 出席者

委 員 佐藤会長、金子委員、小井土委員、山崎委員、浅見委員、白川委員  
傳田委員、三宅委員、米田委員、上原委員、加藤委員

事務局 東 東京労働局長、阿部総務部長、堀之内労働保険徴収部長  
引地労働基準部長、深井職業安定部長、松浦需給調整事業部長  
柴田雇用均等室長

4 議 題

- (1) 新任委員紹介、部会委員の指名について
- (2) 東京新卒応援ハローワークについて
- (3) 平成22年度 東京労働局最重点目標、重点対策事項に係る  
進捗状況(上半期)について
- (4) その他(質疑・意見交換)

5 議 事

【高橋企画室長】 皆様おそろいになりましたので、これから東京地方労働審議会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様には大変お忙しいところ、また移動時間もかかりましたけれども、面接会にお運びいただきまして、ほんとうにありがとうございます。本日、司会を務めさせていただきます総務部企画室長の高橋でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本審議会の開催に当たり、事務局を代表いたしまして、東局長よりごあいさつを申し上げます。

【東労働局長】 本日は、ご参集いただきまして、まことにありがとうございました。また、先ほどビッグサイトで新卒の面接会の模様もごらんいただきまして、まことにありがとうございます。

先般、10月27日に「東京新卒者就職応援本部」というのを立ち上げまして、学校の関係者の皆様方、国大協、私大の皆様方、高校、専修学校、各種学校、経済団体、労働者団体の皆様、それと東京都と私ども労働局で会議を持ちまして、卒業後3年以内の方々も含めて応援をしようという取り組みを行ったわけでございます。いろいろと学卒の人たちの状況を見ておきますと、まだ自分探しをやっているというか、「私ってなあに」という感じで、私も実際聞いてみましたら、卒業する直前でも「何に就こうかな」という人もいらっしやるようです。

そういった方々をどういうふうに着職に持っていくかということで、学校の就職関係部署の方々も一生懸命やっただけでございますけれども、私どもも、先ほど高野所長から話がございましたけれども、品川所を拠点のハローワークといたしまして、また、多摩地区は八王子を拠点といたしまして、あとの15所で完全にバックアップをしようということでございます。それと、東京局のみならず、北海道から沖縄まで全国500以上ございます安定所を挙げて、それぞれ高卒・大卒の皆様方を就職させていこうという取り組みをやっているところでございます。先ほど、会場でご案内しなかったんですけど、安定所のパンフレットを置いてございまして、お困りの際は直ちにハローワークへご相談ください、というようなパンフレットも置いてございました。そういったことで、あらゆる形での就職を応援していきたいと思っております。

昨今、円高がどうなるか、将来を見通せないわけでございますけれども、東京局管内はある程度、雇用情勢は落ち着いている状況でございます。ただ、1月になって10月から12月の成長率が発表になったとき、どうなるかというのが一つの心配と、あと、JALが募集をしておりますけれども、あそこで整理解雇という形になって、それをきっかけとしてほかの企業も「じゃあ」という形になるのが一番心配されるところでございます。そういうふうにならないように、JALに対しまして監督署、安定所もいろいろと相談に乗っております。今後、雇用情勢にどういふ変遷があるかわかりませんが、東京局といたしまして、基準行政、均等行政も含めまして、一丸となって労働行政を推進してまいりたいと思っております。本日は、皆様方から、いろいろな立場からのご意見をちょうだいいたしまして、私どもの行政へ反映させていきたいと思っております。本

日は、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【高橋企画室長】 ありがとうございます。続きまして、平成22年8月1日付をもちまして、委員の交代がございました。ご紹介をさせていただきます。使用者代表の野中格前委員に代わりまして、新たに加藤正勝委員にご就任いただきました。

【加藤委員】 前田建設の加藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【高橋企画室長】 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。続きまして、本日の欠席委員のご報告をさせていただきます。公益代表は田付委員、橋本委員がご欠席でございます。労働者代表は秋山委員がご欠席でございます。使用者代表につきましては、APECの関係もございまして、石井委員、田中委員、蜂谷委員、山崎（登）委員、ご欠席でございます。以上、本日の出席委員11名でございまして、地方労働審議会令第8条第1項の規定に照らしまして、本会は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。次に、お手元にお配りしております資料でございます。配付資料一覧ということでお配りしておりますので、ご確認ください。もし、配付もれ等ございましたら、直ちにご連絡いただければ事務局がお持ちいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これから議事に入らせていただきます。以降、議事進行につきましては、佐藤会長、よろしくお願ひいたします。

【佐藤会長】 では、議題に入る前に、運営規定第6条第1項に基づきまして、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。労働者側代表は浅見委員に、使用者側代表は上原委員にそれぞれお願ひしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですが、議題1「部会委員の指名」に入ります。先ほど、事務局よりご紹介がありましたように、野中委員から加藤委員への交代がありました。その関係で、野中委員を指名させていただいていた「労働災害防止部会」につきまして、部会委員に欠員が生じることになりました。つきましては、地方労働審議会令第6条の規定による会長の指名として加藤委員を「労働災害防止部会」委員に指名させていただきたいと思っております。加藤委員、よろしくお願ひします。

【加藤委員】 わかりました。

【佐藤会長】 また、本日、欠席されております各委員の皆様には、事務局からこの結果を報告願ひます。次に、労働局職員につきましても前回開催の審議会以降に異動があったと伺っておりますので、事務局よりご紹介をお願ひいたします。

【高橋企画室長】 それでは、ただいま会長ご説明のとおり、前回開催の審議会以降に

人事異動がございまして、それぞれご紹介させていただきます。まず、阿部総務部長でございます。

【阿部総務部長】 青森労働局長から総務部長を拝命しました阿部でございます。よろしくお願いいたします。

【高橋企画室長】 続きまして、堀之内労働保険徴収部長でございます。

【堀之内労働保険徴収部長】 労働保険徴収部長の堀之内達見でございます。どうぞよろしくよろしくお願いいたします。

【高橋企画室長】 続きまして、深井職業安定部長でございます。

【深井職業安定部長】 職業安定部長の深井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【高橋企画室長】 続きまして、柴田雇用均等室長でございます。

【柴田雇用均等室長】 柴田でございます。よろしくお願いいたします。

【高橋企画室長】 ありがとうございます。また、本日は、先ほども申し上げましたけれども、公共職業安定所代表者といたしまして、高野品川公共職業安定所長が本会に出席いただいております。あわせてご紹介いたします。

【高野品川公共職業安定所長】 改めまして、高野でございます。よろしくお願いいたします。

【高橋企画室長】 ありがとうございます。以上でございます。

【佐藤会長】 どうもありがとうございました。では、続きまして、議題2の「東京新卒応援ハローワーク」につきまして、事務局からご説明をお願いします。

【高野品川公共職業安定所長】 それでは、資料に沿って説明をさせていただきます。冒頭、ご視察ありがとうございました。学生の来場者数ということもお話しいただいたんですが、大変申しわけございませんが確定数は、つかめておりません。2時20分現在、受付に聞きに行ったんですけど、1,000は超えました。1,500いったか、いかないか、こんな報告で申しわけございません。このような状況でございます。ありがとうございます。ご視察の際にご説明をさせていただいた「東京新卒応援ハローワーク」について、ご案内をさせていただきたいと思っております。

資料2をお開きいただきたいと思います。この資料につきましては平成22年9月24日に開設しました「東京新卒応援ハローワーク」、学生職業総合支援センターからどのように事業内容が拡充したかという形で資料を作成しております。これに沿って説明をさせて

いただきます。まず、本年4月から9月の学生職業総合支援センターの業務の取り扱い状況ですけれども、前年同期と比較いたしました。9月末現在の全国の登録者数でございますけれども、5万2,649人で、前年同月と比較して40.9%増加、うち既卒者35.7%増加。それから、4月から9月の利用者数でございますけれども、前年同期と比較して31.2%の増加、うち既卒者12.4%の増加となっているところでございます。

一方、求人ですけれども、これは残念ながら25.8%のマイナスという、大変厳しい状況でございます。このような状況の中、資料3-4に書いてございますけれども、私ども学生職業総合支援センターでは、当該年度当初から求人開拓を進めてきております。4月から9月では、今、申し上げました25.8%のマイナスという数字でございますけれども、単月では7月、8月、9月と盛り返しまして、この3カ月、単月では前年同月を上回る求人数を確保しており、今後もこの勢いを継続していきたいと考えているところでございます。また、今般の新卒応援ハローワークの設置を契機に、右に書いてございますけれども、大学就職ジョブサポーターの増員配置が行われたことから、新卒応援ハローワークにおいて、都内全大学等を対象として、個々の大学の担当ジョブサポーターを決めさせていただいて、どんどん訪問して強固な連携を図って、大学と共同で就職支援を行っていくことにしております。また、新卒応援ハローワーク等で相談している大学生等、個人に対しては就職までマンツーマン支援、これにはその方に合わせた個別求人開拓も行おうと思っているんでございますけれども、さらにその後、定着指導フォローまで考えているところでございます。あわせて中小企業の事業所訪問も積極的に行いまして、先ほど来、お話しさせていただいているとおり求人開拓も行って、マッチングを強化していくという考え方でございます。

これには、新たに施行された新規の奨励金制度、⑥に書いてございますけれども、奨励金制度をどんどん活用していただくということで積極的に周知をしております。これらによりまして、従来の新卒者に3年以内の既卒者を加えて、重点対象として就職支援を強化しております。また、学生職業総合支援センターでは、全国の学生を対象にインターネットに登録、各種情報発信を行っております。今後も全国のネットワークを生かし、Uターン・Iターン希望者につきましては地元の新卒応援ハローワークとも連携して、求人情報、各種イベント情報など情報提供強化を進めてまいります。これによって、一人でも多くの大学生等の就職・雇用を実現したいと思っております。最後になりましたけれども、1番最後のほうに書いてございますけれども、11月8日、八王子にもオープンしま

した。これによって多摩地区の大学等も含めて、全力でフル回転して、一人でも多くの大学生の就職・雇用を実現してまいりたいと思っております。以上でございます。

【佐藤会長】 事務局の進行案では議題3に移ってということなんですけれど、今、視察の記憶が新しいほうがいいと思いますので、視察についての感想なりご質問、今の「東京新卒応援ハローワーク」についてのご説明の両方について、まず先に、ここで伺ってから議題3にいきたいと思います。きょう、見学なり今のご説明で、もうちょっと説明してほしいとか、感想でも結構ですので、どなたか。

【金子委員】 新卒3年以内という学生ですけども、これは転職、つまり一度就職して再度就職を希望している者、それから、全くこの3年以内に就職しないままいる者、そういう区分けはしているんですか。

【高野品川公共職業安定所長】 3年間、常用就職に就いていないという方を、20年3月から就職していない方を対象にして、既卒3年以内をということで対象とさせていただいているところでございます。

【金子委員】 全くの就職未経験者というわけですね。

【深井職業安定部長】 基本的には、セーフティーネットである雇用保険の被保険者、1年以上の方は、一応は今回のこれには対象外になっています。

【佐藤会長】 要するに、1年以上勤めていた方は、普通の転職のほうでやってもらうという形ね。

【深井職業安定部長】 そうです。ですから、1年未満の方は3年以内の既卒者という形で。

【佐藤会長】 なるほど。こっちも使えますよというような感じね。

【金子委員】 わかりました。どうぞ。

【加藤委員】 第1回新規大卒者等合同就職面接会と書かれていたのですが、年内、年度末までにあと何回ぐらいやられるのか。それと、今回のようなあれだけ大きな会場と各社参加されて、人数も大変参加されているんですけど。あれでどのくらい、参加者に対して就職率といったらいいのかな、実際の決まった人の割合というのは、想定で結構ですけど、去年の実績でも構わないんですけど、教えていただけませんか。

【佐藤会長】 過去に同じようなものをしていればということですね。

【加藤委員】 そうです。

【高野品川公共職業安定所長】 昨年の状況なんですけれども、今、第1回と申し上げ

たのは、東京都も含めて、主催でやるのは第1回目ということでございまして、実は私どもでは何度も就職相談会をやっております。昨年度はサンシャインでやらせていただいたのですけれども、規模は参加企業140社、求人件数206件、求人数1,239人、で面接数が3,963人、成果でございますが、就職件数139名、内訳は男性74名、女性65名となっております。参加者は、2,520名ということでございます。今回の参加企業は200社、期待値も言いましたけれど、3,000人は来て欲しいなと言ったんですけれど。まだ2時20分では1000~1,500というところでございます。

【佐藤会長】 その参加者の7、8%ぐらいかな。就職するのはね。それはそれで悪くないのでは。

【加藤委員】 3月末までで、まだあと何回かやるのかどうか。

【高野品川公共職業安定所長】 これについては、もう1回計画しております。あとは合同就職面接会という形でやっているのでもございますが、21年度には10回やっております。参加企業は延べでございますけれども、621社、参加者数は8,427人、1回平均842人ということでございます。面接数が1万6,043件ということです。手元の資料で就職数が284ということで出ております。

【加藤委員】 八王子とか、新しく新卒のハローワークを開設したという話なんですけれど、開設予定ですか、これは。

【高野品川公共職業安定所長】 開設済でございます。

【加藤委員】 そのハローワークでも小規模な面接会というのは。

【高野品川公共職業安定所長】 やります。

【加藤委員】 そうですか。

【高野品川公共職業安定所長】 小規模なものは日常的にやっております、さらにセミナーをやっております、セミナー、職業適性検査であるとか職業興味検査だとか、就職活動セミナーとかグループワークだとか、そういうものも合わせて、就職と結びつけるようにやっているところでございます。これはもう、相当数、日常的にやっているということでございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。ほかにはいかがですか。じゃあ、どうぞ。

【傳田委員】 先ほど高野所長から9月末現在で新卒者の求人数が前年を25.8%減というお話がありました。日経新聞などでも3割減の状況の中、来年は史上最悪になるだろうという予想を流しています。新卒者ハローワークの設置やジョブサポーター増員、本

日の合同面接会などの取り組みを含めて9月、10月と随分と求人開拓もされていると思います。この数値の改善がなされているということでしょうが、次の発表での予測や年末での見込みや予測などがあればお伺いしたい。

次に、本日、面接会を見ての感想です。それぞれの企業ブースを見ていてそこに座っている学生数に大きな隔たりがありました。学生と企業の就職におけるミスマッチがあるのだなという感じです。やっぱり、求人のある企業がしっかりと社会においてやっていることを広くアピールしてやることの工夫が一番大事な事かと感じたわけです。

そういう意味では、労働局は懸命になってハローワークでの取り組みをしていますが、社会的なミスマッチに対する意識改革というか、良い企業がたくさんあることなどを大学関係者、私ども働く者なども含めて考え方を変えることが必要だと本日、現場をみて考えました。

【佐藤会長】 伺っておけばいいですかね。じゃあ次どうぞ。

【小井土委員】 面接が一人とかゼロ人というコーナーがいくつもあったんですね。ああいうところは、寂しいなと思ったんですけど、次回に参加する意欲があるんですかね。もう、これでさよならになっちゃうのか。

【高野品川公共職業安定所長】 実際そういうところはあるんですけど、そのためにスタッフをつけておりますので。実は、ゼロにならないように誘導しております。最終的にお帰りになる時にはゼロにならないように私もスタッフに全部声をかけて、よく見て、「その辺のところ面接行ってみては」「直接の機会だから行ってみては」というふうなことで。なかなか、直接、企業の方とお会いができないので、こういう機会だから面接行ってごらんという形で、最終的にゼロにならないように、その辺のところスタッフミーティングをして、動くようにしております。

【小井土委員】 あともう1点ね、片手ぐらいだと思うんだけど、欠席している会社がありましたね。あれは、どういう理由なんですかね。もう足りたからいいということなのか、忙しくて来ないのか。

【高野品川公共職業安定所長】 お決まりになったところが多いと思います。

【小井土委員】 そうですか。

【高野品川公共職業安定所長】 会場でご説明させていただいた時に、お話をさせていただいたんですけど、なるべく早く決めて、ほんとうはその会社のPRなんかもよくさせていただいてのほうが、学生さんにも選職するのに非常にいいんでしょうけど。ただ、

直前までいかないと欠席が多くなってしまいますので、その辺が非常に難しいと思っているのでございます。求人選定を早くして、さらに学生への情報を早くしてしまうと、どうしても「決まっちゃった」というところも多うございます。その辺のところは悩ましいところでございます。

【佐藤会長】 これでいいですか。次どうぞ。

【金子委員】 こういう企画の、年度末の企画はいつ頃。

【佐藤会長】 もう1回ってということですね。

【金子委員】 もう1回というのは、いつ頃なんですか。

【高野品川公共職業安定所長】 はい。2月でございます。

【金子委員】 去年のケースを思い起こすと、去年は内定取り消しが多発しましたよね。その学生たちを救う方法としては効果があるのかどうか。大学では去年は、直前になって、卒業間際になって取り消された学生に対しては、10万円程度のお金を払えば1年間はそのまま留年させるという救済策をとりあえず講じたんですけれども。こういう企画は、逆に学生に対する受け皿としては、かなり意味があるかなと思うんですけれどもね。

【高野品川公共職業安定所長】 ここもやはり同一規模ぐらいで、去年はNSビルでやったんでございますけれども。就職数自体は122人出ているということ。それで今、いただいた話でございますけれども、そのためにジョブサポーターを増員させていただいて、担当制で都内の大学を回っています。大学は無料の職業紹介を持っていますので、職業紹介できるんでございますけれども、いろいろなセミナーとかそういうこともあるので、手をつないで一緒にやりましょうという形で、学生をどんどんよこしていただきたいという形で。それも担当、高野がどこの大学と手を結んでやらせていただくということ。さらに、大学で学生をよこしたら、その担当も決めて継続相談をしようということ、それでさらに就職までは個別求人開拓をしてやっていこうと。中小企業、あんまり全部が全部、こういうふうな形でうまく回るかどうかという形じゃないんでございますけれども、とりあえず大学に行って、その辺のところをお話しをさせていただいております。ハローワークのイメージもなかなか、いろいろございますので。あまりいいイメージを持っていない時には、うちの職員を行かして、そんなことありません、ということをどんどん言っていこうかな、というふうに思っているところでございます。

【佐藤会長】 どうもありがとうございました。

【東労働局長】 学生さんと話していますと、ハローワークは一旦職に就いて、失業し

てから行くものだと思っているものですから、入り口の段階でどのような形で認知をしてもらうかということだろうと思います。今まで確かに高校、あるいは大学で、職業安定法33条の2の無料職業紹介でやっていただいていたわけですが、こういう状況になりましたので、今、高野が申したとおり大学にも全部行かして、手を取り合っていきましょうという形でやっていかないと困るとというのが現状だと思います。

**【佐藤会長】** もう1回やるということなので、いくつか委員の方から出ましたけれど、一つはこういうフェアで就職できなくても、大学生の方に中小企業でもいい会社があるというふうに中小企業を見て見直してもらって、また、そういうところにも就職してみようかなと思ってもらうって、すごく大事だと思うんですね。ですから、就職ってということも大事なんだけども、就職に目を向けてもらえるような機会にもなるといいなと。これが一つ目のお願いです。

2つ目が、今日見ていると、求人票だけで学生を狙うのは少し難しいので、残りの半ページぐらいに、うちの会社のアピールみたいなのを書かせるところがあって、それを見て会社を選ばないと難しいかな、と思って。そうすると、例えば1時間ぐらい前に来るとそういうのが読めるとか、1時半に来てそれ見て行かないときつかなと。もう少しどういう会社かという情報を学生が見られるようにするといいいかなと思っていて。そういう意味で、企業の方も椅子のところ、パンフレットを置いている会社と置いてない会社あったよね。せっかくコミュニケーションの場なので、企業ももう少し情報出すように。どなたでしたか、つくっている商品置いたらいいのではと言う方もいらしたけど、会社も採りたければもう少し努力してもいいかなと。学生さんと企業の方のコミュニケーションがうまくいくようなことを、少し考えていただくとありがたいかなと思いました。

それと最後にもう一つ、今日、こういうふうにやってください、というのがあったけれど、僕は行きたいところに面接するのもいいけど、全然関係ないところに1社くらい行ってみたらってアドバイスしたほうがいいんじゃないかと思って。飛び込み。出会って偶然みたいところがあるから、僕は1社ぐらいはとりあえず空いていたところに飛び込んでみようぐらいのこと、言ってもいいんじゃないかと思っていて。行きたいところ回るのもいいんだけど、でも1社ぐらいは、こう全然思いもかけないところに行ってみる、出会いを大事にしようっていうことをもっとアピールしてもいいような気がするのね。

**【深井職業安定部長】** 先ほど高野所長も言っていましたけれど、私ども、帰りがけ、スタッフには学生のお尻を押してくれと言ってきました。というのは、模擬面接ではなく

実際の生きた面接経験になりますので。そういう意味からも、押してくれということをおききましたので、これからもそれは大いに進めていこうかと思っております。

【佐藤会長】 はいどうぞ。

【小井土委員】 あと僕はね、大学の就職部との連携というかコミュニケーションはどんなになっているのかなあと心配なんですけど、どうなんでしょうかね。

【深井職業安定部長】 大学との。

【小井土委員】 大学の就職部。

【深井職業安定部長】 キャリアセンターとは、先ほど局長も申し上げましたけども、安定法の33条の2で無料の職業紹介をできるということで厚生労働大臣の届出で自由に各大学ができるようになっていまして。

【小井土委員】 そうだけれども、それでできない学生諸君に対しては、ハローワークという道もあるよということで、学生に対して説得工作をしてもらったほうがいいんじゃないかなという気はするんですけどね。

【深井職業安定部長】 今回、ジョブサポーターを増員していただきましたので、ローラー作戦的に各大学にジョブサポーターがハローワークの支援メニューの周知と、学生の取り込み等で回り始めております。もうすでに、去年からおられるジョブサポーターは東京都内に600カ所大学等ございますので、もう少なくとも1回は各大学等には訪問しておりますので。それを今後ますます回数を多くして、先ほど所長も言いましたように、担当制の一人のジョブサポーターで今15・16校くらい担当制を設けて支援をしていこうという取り組みをしております。

【傳田委員】 どのくらい機能しているかわかりませんが、新聞記事などによると埼玉県では特に就職率の良くない大学との連携を強めているということが書かれていましたね。

【金子委員】 大学の立場から言いますとね、非常にいろいろ問題があって、そういう努力はありがたいと思うんだけど、今の学生ってネット社会ですから、ダイレクトに企業と接触しちゃうわけですね。そうすると大学の中にキャリアセンター、昔の就職部ですよ。これがあっても、ほとんどそこに寄り付かない。ましてハローワークは中小企業だけを相手にしているから、自分たちは就職する場じゃないという学生が結構多いんですよ。だから、そここのところの取り込みをしていくためには、僕は今されているような努力は非常に貴重だと思いますよね。大学でも、学生にちゃんとキャリアセンターに来いよ。ハローワークだって同じだよという宣伝をこの際やってもらおうとありがたいという気がしま

すね。

【深井職業安定部長】 私ども、厚生労働省もホームページ、ネットでそういう門を開きましたので。あと会社の人事担当の方にも。

【高野品川公共職業安定所長】 会員登録していただいていますので、求人情報とかそういうのは流しているんです。ただ濃淡がございまして。結局、濃淡というのは大変失礼な言い方ですけども、あんまりこっち向いていただかない学校さんもいらっしゃいますので。そこもちょっと行って、学生に周知だけしていただきたいということと、学生にダイレクトに求人情報だとかこういうイベントがあるということはお知らせしているんです。先ほど、言っているようにかなりの数。うちが送ったものについて、ほんとうに見てくれているのかどうなのか、見てくれれば、いいと思うかなというふうに。その辺のところも含めて、実は動いているところでございます。

【佐藤会長】 まだいろいろあるかとは思いますが、次のご説明を伺って、時間があればまた。非常に大事な点だし、今日見学したばかりで印象も強いということで。どうもありがとうございました。

それでは、議題3の平成22年度における重点対策事項の取組状況（上半期）ですね。これについてまず事務局から順次、ご説明をいただいて、全部ご説明終わったところで、ここはいつもと同じように質問を先に出していただくという形でやりたいと思いますので。それでは、ご説明をよろしくお願いいたします。

【阿部総務部長】 東京労働局の行政運営方針につきまして、重点的に取り組むべき業務目標を設定し、その目標達成に向けて業務運営に努めているところでございます。資料3で上半期の取り組み状況についてまとめたところでございます。重点事項等につきましては、行政運営方針の要約版でありますプロフィールの2010というのをあわせてお配りしております。めくっていただいたところ、もしくは資料3をめくっていただいた4ページ、ほぼ同じものが出ております。今年度の行政運営方針では4つの重点目標ということで、1つ目が雇用におけるセーフティーネットを拡充するとともにその役割を果たします。2点目が賃金不払い、解雇、長時間労働などの問題に、優先的に対応します。3点目が、男性も女性も安心して働ける環境を作ります。4点目が労働に関する相談に的確に対応します。ということで4つの最重点目標を定めまして、基準行政、安定行政、均等行政の3行政が一体的かつ横断的に、一番上に書いてあります、安心して働ける社会の実現を目指してをテーマに、取り組んでいるところでございます。後の資料それぞれ順に沿って

担当部長から上半期の取り組み状況について説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

【深井職業安定部長】 それでは私から職業安定の分野におきます重点対策について説明させていただきます。資料3の5ページをお開きください。先ほど総務部長が説明いたしました、雇用におけるセーフティーネットを拡充するとともにその役割を果たすということ掲げて、私ども安定行政としましては、安心して働けるセーフティーネットの充実強化をはじめとしまして、8本の重点対策を打ち上げまして、取り組んでおります。本日はこのうちの対策の核となる5つの項目につきまして、資料3に沿って説明いたします。

5ページをお開きいただいておりますが、1点目は安心して働けるセーフティーネットの充実強化でございますが、今年度の業務運営にあたりましては、就職件数、充足数の目標達成を重点課題として取り組むこととしております。各ハローワークに対しまして、都内17所ございますが、指示をしているところでございます。就職件数と充足数を目標に設定することにつきましては、ハローワークにおいて、この2点につきましては、日々、目に見える形で管理することができ、職員の達成感を得られるというメリットもございます。右上の表にございますように、この2つの項目にかかる上半期の実績でございますが、累計でございます。就職件数は7万5,534件、目標は7万1,892件に対し達成状況、105.1%となっております。

一方、受け付けた求人に対する充足数でございます。こちらは10万620件でございます。目標数9万4,545件に対し、達成率は106.4%となっております。これは対前年同期比で見ても、いずれの数値も増加しております。次に求人、求職の状況でございます。昨年、大幅に増加しました新規求職者でございますが、今年度に入り横ばいの状況で推移しておりますけれども、有効求職者につきましては27万台と、依然として高い水準にございます。このため、求人数の総量確保は昨年度から引き続き重要課題となっております。求人開拓推進員の活用等職員と合わせた挙所体制の求人開拓を行っているところでございます。上半期の求職者数ですが、累計で39万1,404人。前年同期比で0.8%の増加となっております。一方、新規求人数でございますが、41万6,530人と。これは前年比12.8%の増加となりました。上半期の取り組みといたしましては、引き続き求人の確保に力を注ぐこととしておりまして、さらに的確なマッチングを行い、就職の促進を図っていくこととしております。

次に、雇用の維持のための雇用調整助成金と、中小企業緊急雇用安定助成金の上半期の

取り組み状況でございますが、右ページの真ん中の表をご覧ください。雇用調整助成金ですが、今年の上期、4月から9月までの状況につきましては、まず雇用調整助成金の計画届出事業者数は2,574事業所、対前年比で0.2%減少。この対象者でございますが19万5,097名、これは前年同期比で43.4%と大幅に減少しております。一方で中小企業緊急雇用安定助成金の取り扱い状況でございますが、計画届出事業者数は4万5,882事業所、前年同期比で24.5%増えております。対象者は56万3,969人と、対前年比11.6%減少しております。件数は増加しておりますが、対象者の数は減ってきております。続いて下の表になりますが、雇用保険受給者の状況でございます。これも昨年大幅に増加しましたが、雇用保険受給者につきましては、最近、減少傾向になっておりまして、上半期の受給資格決定件数は10万7,817件、これは対前年比で16%減少しております。月平均に直した受給者の実人員は7万118件、対前年同期比で10.5%の減少となっております。

2点目は、今年度新たに加えた対策でございますが、第2のセーフティーネットの体制強化と円滑な運営でございます。左側の下のほうになりますが、住居・生活に困窮する方に対する対策でございますが、これは昨年度以来、第2のセーフティーネット支援施策が実施されまして、地方自治体等の福祉部門との連携のもと、昨年、ワンストップサービスデーの取り組みなど実施してきたところでございますけれど、ワンストップサービス機能をハローワークにおきまして恒常的に提供するために、都内17ハローワークに住居・生活支援アドバイザーを配置しまして、利用者が必要な支援策に円滑にアクセスできるよう総合的な相談と実施機関への的確な誘導を行っているところでございます。この住居・生活支援アドバイザーを配置しました各ハローワークに住居・生活・就労支援コーナーを設けておりまして、こちらのコーナーでの相談件数は1万4,714件でございます。また、生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対する就労自立を目的としました生活保護受給者等就労支援事業の効果を高めるために雇用部門と福祉部門の各機関の連携によりまして、従前ございました生活保護受給者等就労支援事業を母体としまして、東京労働局及びハローワーク単位で新たに生活福祉・就労支援協議会を設置したところでございます。当局におきまして第1回を今年5月31日、第2回を9月22日、就労支援分科会を7月14日に開催しております。各ハローワークにおいても開催をしているという報告を受けております。

次に資料の6ページをお開きください。3点目、若年者の雇用対策でございます。新規

学校卒業予定者の求人確保につきましては、昨年度に続きまして厳しい就職環境のもとにある中、あらゆる機会を捉えまして求人勧奨に努め、年度当初から職員、就職ジョブサポーターを中心に求人開拓を実施してきております。また、就職ジョブサポーターが学校を訪問しまして、進路指導担当者と連携して就職支援を行っているところでございます。6ページの右側に記載してございますが、大学生と高校生対象の面接会とか、企業説明会などを開催し、就職の促進をはかったところでございます。既卒者に対しては昨年12月の政府の緊急経済対策に基づきまして、都内17全ハローワーク及び品川にございます学生職業総合支援センター内に今年の6月まで緊急新卒応援コーナーを設置しまして、就職未内定の学生に対して個別相談を行うとともに、企業説明会等の開催等いたしたところでございます。この6月末までの状況でございますが、来所相談が2,939件、電話相談が1,893件、要請に基づく学校訪問1,024件となっております。また新卒者の体験雇用事業および基金訓練による未就職卒業生訓練、この各支援事業につきましても周知を行い活用促進に努めてまいりました。次に、先ほどの質問にも出ましたが、左端の(3)にございますが、採用内定取り消しへの対応でございますが、来年3月高卒求人申し込み説明会におきまして、冊子「新卒者募集のために」等を活用しまして、都内17ハローワークにおきまして、延べ24回説明会を開催し、合計2,352社に対して就職内定取り消し等行わないよう、周知・啓発を行ったところでございます。新卒者の支援の今後の取り組みにつきましては、後ほど経済対策を踏まえた新規学卒者等の就職支援の項目で説明させていただきます。

次に7ページをお開きください。4点目は障害者の雇用対策でございます。先月10月29日に公表されました今年6月1日現在の障害者の雇用状況でございますが、民間企業の実雇用率、雇用障害者数ともに、過去最高を記録いたしました。民間企業における実雇用率は1.63%と前年に比べ0.07ポイントアップしました。これは平成15年以来、8年連続上昇ということになっております。今回の特徴でございますが、算定基礎となります労働者数が14万6,079人減少いたしました。雇用障害者数は2,756.5人増加いたしました。前年同期比で2.2%増加いたしました。企業規模別で見ますと、1,000人以上規模の企業におきます実雇用率、こちらは右上のグラフにお示ししてございますが、1,000人以上規模の企業におきましては1.87%と昨年に引き続き法定雇用率を達成しております。雇用率達成企業割合が1.9ポイント上昇し、33.0%となりました。

次に障害者の就職支援ですが、チーム支援は厳しい雇用情勢の中で障害者の就職支援には有効な手法でございます。ハローワークの上半期の就職者数の4割をチーム支援の就職が占めております。今後におきましても、企業に対しては雇用課題に対応した提案型の指導、障害をお持ちの方に対しましてはチーム支援による就職支援の両輪で障害者雇用の一層の促進に取り組んでいくこととしております。

5点目は左の下にございます高齢者雇用対策でございます。こちら今年6月1日現在の高齢者の状況でございますが、高齢者雇用確保措置の導入率は96.8%と着実に進展をしており、こちらは全国に比較しても0.2ポイント上回っております。また確保措置の導入により、企業におきます60歳以上の常用労働者数はこちらも着実に増加しております。31人以上規模の企業においては71万1,398人、対前年比で15.8%増加。51人以上の規模企業におきましては雇用確保措置の義務化前、これは平成17年になりますが、こちらと比較すると30万1,630人であった17年から68万7,617人と、こちらは128%の増加となっております。今後におきましては雇用確保措置の定着をはかるとともに、希望者全員が65歳まで働ける企業、さらには70歳まで働く企業の普及・啓発に取り組んでいくこととしております。

私の説明の最後になりますが、8ページをごらんください。今回の追加の経済対策を踏まえました新規学卒者等に対する就職支援でございます。今年9月10日に雇用を機軸とした経済成長を目指す経済対策、新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策が閣議決定されました。新規学卒者の就職環境は非常に厳しく、来年春の新規学卒予定者についても同様に厳しさが見込まれております。このような中、経済対策が策定され、これに基づきまして新規学卒者に対する支援を緊急かつ重点的に取り組むこととしております。当局におきましては予備費使用の閣議決定がされました9月24日に、職業安定部内に東京新卒者就職応援本部を設置しました。また同日、先ほどもごらんいただきましたが、東京新卒応援ハローワークを品川所の学生職業総合支援センターに設置いたしました。さらに多摩地域を拠点とするハローワーク八王子に新卒応援ハローワークを、八王子しごと情報館に11月8日に開設いたしました。こちらでは就職ジョブサポーターもあわせて増員配置がされまして、当局におきましては高卒の就職ジョブサポーターは37名増員をいただきまして50名体制、また大卒のジョブサポーターも37名増員いただきまして45名の体制としまして就職支援の体制強化をはかったところでございます。不幸にも就職が決まらないまま卒業した生徒につきましては、その後、正規雇用としての就職には非常に困

難な状況でございます。このため今回の経済対策におきましては、卒業3年以内の未就職の卒業生、3年以内の既卒者も新卒という扱いにするということにいたしまして、きょうお手元にパンフレットを2種類配付させていただいておりますが、3年以内既卒者トライアル雇用奨励金および3年以内既卒者採用拡大奨励金、こちらの制度を周知し、既卒者に対する就職促進を図っていくこととしております。既卒者の採用拡大奨励金、こちらをご覧くださいますと、正規雇用をしていただきますと、雇い入れから6カ月経過後に企業に対して100万円を支給。

その下でございますが、先ほどの質問にもございました、どんな人を雇い入れると奨励金が支給されるかと。大学等を卒業後3年以内の既卒者で、1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験のない方ということでございます。次に奨励金の支給対象となる事業主ということで書いてございます。後ほどお読みいただければと思います。もう一つのトライアルでございますが、これは一応有期雇用をしていただきまして、原則3カ月でございますが、対象者一人につき月額10万円、有期雇用終了後に正規雇用で雇い入れていただいた場合、対象者一人について50万円支給されるということで。新規学卒者と既卒者、未就職で卒業された方に特化した形の奨励金になっております。また中小企業につきましてはその業務内容ですとか職場環境等、大学生等に周知されていないということもございます。中小企業の中には、ほんとうに求人意欲がある企業さんが多いわけでございます。しかし未充足となってしまう求人が多数出ております。求人意欲の高い中小企業において、短期間、職場体験をしていただいて、正規雇用につなげていただくという、新卒インターンシップ事業というのもあわせて実施しております。以上で職業安定分野の説明を終わらせていただきます。

**【佐藤会長】** 議論の時間が少なくなってきたので次の方から。予定より1分ぐらい、30秒ずつ節約な感じぐらいで。じゃ、お願いします。

**【松浦需給調整事業部長】** それでは、需給調整事業部長の松浦でございます。よろしくお願いたします。需給調整事業部は主に労働者派遣事業と民間が行う職業紹介事業に対する指導監督を実施しております。実は、本日、皆様にお集まりいただいておりますこの庁舎の2階から5階を使いまして、こちらを根拠地にして指導・監督業務を担当しているところでございます。まず、お手元の資料9ページでございますが、主な目標に沿いました実施状況についてご説明いたします。1番ですが、制度の周知ということでございます。これにつきましては、ここにありますように説明会の開催ということで、派遣事業

につき半年で40回、職業紹介事業につき30回、そのほか各ハローワークのご協力を得まして、延べ3回のセミナーを実施しております。ここ下半期も同じようなペースで制度の周知を事業主及びその派遣労働者等に対しまして実施をしていきたいと考えております。

2番目ですが、ここの庁舎で実施しております重要な事業としましては、指導・監督の根拠となる許可の申請の受け付け、あるいは届出の受理といったことがございます。そういった関係で申し上げますと、対象となる労働者派遣事業所の数、これは20年度末までウナギ登りで来ているわけですが、21年度、22年度につきましては、たくさん届出が出て、たくさん廃止があるという関係の中で、大体平行して横ばいになっているところでございます。一方、職業紹介事業所の数につきましては、21年度以降も堅調に増加が続いているという状況でございまして、引き続き指導監督の対象を派遣事業においては高止まり、職業紹介事業においては引き続き増加という傾向にございます。

3番目ですが、これは個別の指導監督でして、これにつきましては目標を立てて実施しているところでございますが、22年度上半期で937件、これは大体目標の99%程度ということで、おおむね目標どおり実施しております。また、職業紹介事業につきましては、派遣事業と兼業しているところも多かったというところに目を付けて指導監督するなどにより、昨年度、目標よりも大体4割くらい上回るペースで指導監督351件を実施しているというところでございます。これは主に、訪問するなどして個別の事業所の状況を見るということでありまして、きっかけとしてはいろいろな申告とか苦情とかいったものがベースになっているものが相当含まれていることとなります。

4番目ですが、現下の課題ということで重点項目としましては、事務用機器操作等の専門26業務にかかる労働者派遣事業の適正化、あるいは(2)にあります違反を繰り返す事業主に対する積極的な指導監督。また10月には労働基準行政と連携しまして、10事業所を対象に製造業の請負事業所に対する共同監督といったことを実施したところでございます。これは予定となっておりますが、10月に実施をいたしました。

5番目には、申告、苦情の状況の内訳といったものがございます。法律上の申告にまで至ったものについては17件ということでございますが、いろいろな相談等につきましては、下にあるように多数にわたっております。特に目立つものとしては、派遣事業におきましては政令業務というのは、先ほど申し上げた専門26業務の適正化のキャンペーン、これを本省の指示により全国的に展開したことにより、大幅に増えたといったことが大きな特徴であったかと思っております。また職業紹介事業につきましては、手数料の徴収関

係、間接払い等の問題であります。そういったことが大きなポイントになっているというところでございます。以上、簡単でございますが、上半期の需給調整事業部の事業の実施状況でございました。よろしく申し上げます。

【佐藤会長】 基準部長。

【引地労働基準部長】 では引き続きまして、基準部からご説明させていただきます。資料は10ページをお開けいただきたいと思っております。先ほど4ページにございました労働局全体の最優先目標の賃金不払い、解雇、長時間労働への優先的対応というテーマを始めといたしまして、労働条件の確保・改善といったことに努めてまいっておりますが、10ページに書いてございます3点に絞ってご説明をさせていただきます。1番上にありますが、厳しい労働情勢下における労働条件の確保・改善についてでございますが、労働基準法違反ということで救済を求める事案を申告と呼んでおりますが、申告相談は高どまりということでございまして、また、倒産により賃金不払いのままになっている方に対する立替払でございますが、これも増加をしているという状況でございます。昨年、申告相談あるいは立替払の件数が増えたわけでございますが、本年度につきましてもなお多い状況が続いているということでございます。特に立替払につきましても、昨年は約3,000人の方々に17億6,000万円ほどの救済をしておりますけれども、今年も同じぐらいの、あるいはそれ以上の救済をするようになってまいろうかと思っております。今申し上げた数字は事実上の倒産の数字だけでございますので、法律上の倒産で労働者健康福祉機構に直接請求があり支払われる金額というのはまた別のものがございますので、監督署取り扱い分ということでそれぐらいの金額になってございます。それから企業倒産だけではなくて長時間労働、賃金不払い残業の情報というのも多く寄せられまして、年間1,000社を超える指導を行っております。実は先週の11月6日の土曜日に労働時間相談ダイヤルということで無料の相談ダイヤルを実施しましたが、NHKでその模様が放映された1時以降、6台の無料の電話が置いては鳴る、置いては鳴るという状況になりまして、106件の相談がございましたが、その中でも約半数は賃金不払い残業の相談であったということでございますし、100時間以上の残業をしているという相談も14件もございました。引き続き長時間労働、健康確保、あるいは賃金不払い残業ということへの対応に努めてまいりたいと思っております。

資料の2番目のところに入ってしまったんですが、長時間労働に対する健康障害対策という面では労災保険の請求の数字を見ていただきますと、脳・心臓疾患の労災請求は少し減

少しずつあるわけですが、精神障害の請求件数が大きく増加しているということ  
でございまして、迅速な処理に努めているところでございます。それから、4月から労働  
基準法が改正になりまして、36協定の受理の際の指導が大変重要になってございませ  
うので、36協定の受理から始まる取組ということで窓口指導、自主点検、集団指導、監督指  
導とさまざまな手法を駆使しまして、長時間労働の未然防止といったことについての指導  
に努めてございます。それから、メンタルヘルス、前回の審議会でもいろいろご指摘いた  
だきましたが、このメンタルヘルスの対策支援センターというところを中心に対策を講じ  
ておりますし、また9月3日には九段会館で産業保健フォーラムを実施しまして精神科の  
医師あるいは企業の好事例のご紹介をいたしたところ、九段会館3階までほぼ満席になる  
というご盛況をいただいたところでございます。長時間労働対策ではもう1点、ワーク・  
ライフ・バランスという取組も進めておりまして、こういう総合的な労働時間対策という  
観点で、ワーク・ライフ・バランスの推進も重要と認識してございます。実は明日、労働  
局の会議室でセミナーを実施することにしております。これは本省から今年度は予算が来  
ないという中で自前の手づくりで開催するというところでございまして、担当のほうではい  
ろいろと苦勞しておりますけれど、何とか啓発をしていきたいと思っております。

最後に、労働災害防止対策でございまして、昨年、非常に災害を減らしていただいたわ  
けでございまして、今年は一転、増加に転じております。そこにはございまして、53  
人は死亡者数でございまして、これは昨年の数字ともう並んでおりまして、今年はまだ2  
カ月弱でございますが、昨年と同じ数字になってございます。建設業の増加が目立っており、  
監督指導なども強化をしていますが、なかなか落ち着かないという状況でございませ  
う。さらに、11次防の中間年でもございまして、今後ともリスクアセスメントの実施につ  
きまして、重点的に指導して何とかこの増加傾向に歯どめをかけたいと思っております。  
なお、12月8日には、先ほどご紹介のありました労働災害防止部会でビル建設現場のご視  
察とあわせて、詳しい状況をご説明させていただきたいと思っております。

最後に1点だけ、16ページに最低賃金の改定状況がございまして、東京都最低賃  
金10月24日から821円となっております。また、5つの産別につきましても、最  
低賃金審議会でご答申をいただきまして、12月31日の発効に向けての手続き中であ  
ります。東京都最低賃金にいたしましても、産別最賃にいたしましても、発効いたしま  
したら、我々としてはきちんと守っていただけるように周知徹底、指導に努めてまいり  
たいと思っております。以上でございます。

【佐藤会長】 それでは均等室長、お願いします。

【柴田雇用均等室長】 続きまして、雇用均等の分野につきましてご説明いたします。資料は17ページをお開きいただきたいと思います。第1は男女雇用機会均等関係でございます。相談件数ですけれど、合計1,950件というところで、件数は前年同期とほぼ同じ数になっております。労働者からの相談で半数を占めておりまして、内容としましてはセクシュアルハラスメントの相談、妊娠、出産などを理由とする不利益取り扱いに関するものが多くなっております。紛争解決の援助ですけれども、労働局長による援助・調停ともに件数は昨年同期より増加しておりまして、妊娠等不利益取り扱いに関する事案がもっとも多く、次いでセクシュアルハラスメントの事案が多くなっております。法の履行確保のための行政指導といたしましては、助言指導件数は昨年の6割でございます。年度後半におきましては、労働者からの相談に迅速に対応いたしまして、法違反に対して厳正に対処をし、是正して行ってまいりたいと考えております。次に育児・介護休業関係でございます。本年6月30日に改正育児・介護休業法が施行されました。改正の周知・広報につきましては労使団体の皆様、マスコミ、報道関係の方々には大変お世話になりました。ご協力いただきまして、ありがとうございます。

改正法施行前後には、事業主の方からの相談が大幅に増加しましたので、相談件数は1万6,000件を超えております。育児・介護休業法の紛争解決援助は労働局長による援助が昨年9月30日から、調停は本年4月1日から制度がスタートしました。それぞれ14件と2件ということですが、その内容は育児休業からの復帰をめぐるトラブル、あるいは育児、介護休業を取れない、短時間勤務ができないといったような内容での紛争解決の援助ということでございます。育児休業などに関する個別紛争につきましては、こうした援助制度を活用しまして、引き続き迅速に解決を図ってまいりたいと考えております。下半期におきましては、企業において改正法に沿った規定整備が進みますように、さらに法の履行、確保を図ってまいりたいと考えております。

第3は、18ページですけれども、パートタイム労働関係でございます。パートタイム労働の相談は、249件と昨年とほぼ同数ですけれども、改正パート法が施行された当時に比べると、大幅に減少しているところです。このため、パートタイム労働者からの相談をなるべく受けるということで、東京都社会保険労務士会のご協力をいただきまして相談会を実施しているところでございます。

4といたしまして、次世代関係、次世代法の関係でございます。平成23年4月には、

一般事業主行動計画の策定・届出が労働者数101人以上、300人以下を雇用する事業主についても、義務化されます。上半期までの届出率は5%と低調でございまして、来年4月までの間にできるだけ多くの対象企業から届出がなされるよう説明会あるいは個別相談会などを実施して要請をしまいたいと思っております。ここにありますような子育てサポートをしていますという「くるみん認定マーク」の取得をアピールいたしまして、行動計画の策定届け出につなげてまいりたいというふうに考えております。最後に助成金関係ですけれども、100人以下の企業において初めて育児休業者が出た場合に、中小企業子育て支援助成金が支給されることとなりますが、262件ということで昨年同期の1.4倍ということで助成金の申請は年々増加をしております。また、事業所内保育施設助成金の支給決定件数はゼロ件でありますけれども、保育施設の設置運営計画の認定申請は出てきておりますので、支給決定までタイムラグがございまして、これにつきましても迅速適正な支給決定を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

【佐藤会長】 徴収部長、お願いします。

【堀之内労働保険徴収部長】 それでは徴収部からご説明します。19ページの資料でございます。まず1番左側の図です。21年度の収納率は98.25%ということでございます。年々低下傾向にございます。経済情勢が極めて厳しいという中で労働保険の適用徴収業務を取り巻く環境も非常に厳しくなっておりますが、労働者のセーフティネットを確保するという財政基盤でございますので、積極的な取り組みに努めているところでございます。この表の下の方でございますけれども、22年の9月の徴収決定額、8,874億円ということになっております。これは21年度、雇用保険料率が1,000分の11でありましたけれども、今年度1,000分の15.5に引き上げたということでございまして、私どもが予想しましたのは20年度の徴収決定額が1兆円ございましたので、ほぼこれに近い額になるかなと思っていたわけですが、労働者の賃金下がっているということ、それから労働者も減っているという状況がございまして、この徴収決定額になっているということでございます。

真ん中の図でございます。労働保険の未手続事業一掃対策の推進、労働保険制度の健全な運営、それから費用負担の公平性、そしてすべての労働者の福祉向上ということを目的に取り組んでいるところでございます。21年度につきましては、表の下の方に達成率がございまして、106%という結果が出てございます。22年度もこの目標以上に達成したいということで、今取り組んでいるところでございます。11月が労働保険の適用促

進強化期間となって、今取り組みをしているところでございます。右側の表でございます。労働保険事務組合の一層の活用及び育成指導でございます。21年度の数字でございますけれども、労働保険の全適用事業場数は約40万5,000事業場でございます。そのうち、42.7%がこの労働保険事務組合に事務を委託する事業場ということで約17万3,000事業場が委託をしております。その委託をしている事業場の収納率は真ん中にございますけれど、98.96%と、個別事業場よりも高い収納率ということになってございます。市町村税では納税貯蓄組合などが限りなく100%に近いわけですが、この労働保険事務組合というのも非常に納付率が高いということで、ここの指導育成というのが極めて重要だという認識をしているところでございます。以上でございます。

【佐藤会長】 はい。じゃ、最後また総務部長、お願いします。

【阿部総務部長】 最後、労働相談の充実の分野、20ページでご説明申し上げます。今年度上半期の総合労働相談コーナーで取り扱われました労働相談の件数、2番にございますが、6万3,500件あまりということで、依然として多くの労働相談が寄せられております。このうち、個別労働相談の相談件数、右側の3でございますが、内数で1万5,000件弱ということになっております。それから相談の内容につきましては4番にグラフにしておりますが、解雇、労働条件の引き下げ、いじめ・いやがらせ、退職勧奨ということで、前年度と同じ傾向となっているところでございます。

それから、下の左側5番でございます。労働局長の助言・指導の申し出ということでなされたものが234件でこれらおおむね1カ月以内での処理ということになっております。それから、右側のあっせんの状況でございますが、上半期で670件の申請がございまして、若干減少しているところでございますが、減少の理由については今分析をしております。上半期中にあっせんの手続きが終了したものが下に字で書いてありますが、693件で、そのうち7割の289件が合意成立しております。それから処理期間については94%が2カ月以内に終了というところでございます。引き続き適切な対応、迅速な紛争の解決に努めたいと思っております。以上でございます。

【佐藤会長】 短い時間での報告を適切にやっていただき、ありがとうございました。それでは、これまでと同じように質問を出していただきたいと思いますので、徴収部長よりとか、均等へとか、だれとだれということでご指名していただいて、ご質問を出していただいて。担当の方は質問を聞いてメモしておいていただいて、最後まとめてお答えいただくと。1巡で終わるか2巡できるかというのは時間次第ですので。今からですと5時1

0分くらいが最後という。その次もありますので、5時10分くらいということですので。うまくいくと2回くらい回せるかなというふうに思いますが、とりあえず的確に質問を出していただくという。どなたからでも。白川さん。

【白川委員】 まず、職業安定分野、5ページのところにつきまして、表の右の上から3段目のところの中小企業緊急雇用安定助成金なんですが、件数がかなり伸びているというように見えます。私、たまたま中小企業のものづくりの労働団体の代表をやっておりますが、今年になりましてデフレ、円高で昨年までの非正規の方々を切るということがもう限界で、いわゆる正社員の方々を切らざるを得ないという企業が相当増えてきている。そんな中で、この増えている現状について、どのような内容分析をされていらっしゃるのか。今後の対策について職業安定分野の部局としてお考えのことがあったら教えていただきたいということが1点。

それと関連してもう1点だけ。今日見させていただいたものでも、ミスマッチがあって、事務職系には非常に多いんですね。どうも、ものづくりのところには少ないのではないかと。理系離れとかものづくり離れが叫ばれて久しいわけですが、やはり自動車や電機の日本のものづくり、東京の特に下町のものづくりというところが、しっかりと採用ができなくて困っているというのが、経営者の方からも私のところにきています。そういう意味で中小をしっかりと対応していくという文言はいっぱい並んでいますけれども、その中でものづくりということについて、どのように支援をされているのか、その中身ところでお教をいただければと思います。

【佐藤会長】 特に安定行政でいいですね。人材確保とか。

【白川委員】 はい。

【佐藤会長】 傳田さん。

【傳田委員】 松浦部長にお伺いします。資料9ページの項目3に的確かつ厳正な指導監督の実施ということが書かれています。職業紹介事業の方は数が増えて、その分だけは正監督が増えています。一方、労働者派遣事業の方は3割弱事業所が増えていますが、是正指導が4割弱減っています。これは、事業主の皆さんが派遣法の改正の動向などもあり、対応上、相当にしっかりしてきていると見ていいのでしょうか。昨年11月には相当に大規模に是正指導をされましたが、そうした効果もあるのでしょうか。

基準部長にお伺いします。12ページの労働時間、改善指導に関してです。この4月の労働基準法改正には、労基署の窓口などでも指導をして頂いていると聞いています。4月

以降は内容にどのような変化があるか、例えば、36協定の中の制限時間が減少しているとか特別条項が減少してきているとか、どのように見て取れるのでしょうか。

また、アドバイスや訪問指導もかなり行われていますが、数値だけをみると昨年の実績の半数程度になっていますが、どのようなことなのでしょう。

また、メンタルヘルスのことで脳疾患系についてはこの表に示された数はよく理解できません。神経障害などの労災補償の状況からすると随分と申請数が随分と増えていますが、認定数についてはずっと50件を下回る状況が続いています。これは「申請できるんだ」という安易な申請が多くてなかなか認定ラインまでいかないという状況なのでしょう。認定ラインの基準もだいぶ緩和している中なのでしょうが、どのような状況かお話をお聞きしたいと思います。

【佐藤会長】 申請と認定の乖離の話ね。あと、いかがですか。どうぞ。

【三宅委員】 三宅です。基準部長にお伺いしたいんですけど、一つは10ページに出ている未払賃金の立替払制度について、17億円以上、3,000人に対して支払っているという制度ですけれども、この間の事業仕分けで、これを廃止するという意見が出ていて、ほんとにひどいと思ったんですけども。そのことに対して東京局として意見を出すのか、それと併せて情報がどうなっているのかを教えてください。僕は廃止反対の意見をぜひ出してほしいと思うのでそれをお願いしたいと思います。

それともう一つは、同じページのところで、クレーン事故のことですけれど、なかなか治まらないう。今年もまた10月に渋谷でクレーン事故がありまして、安全装置の点検だとか、そういうのがきっちりやられていないんじゃないかな、という思いがするんですね。その辺りで再度の指導というか、指導を強めるというか、そういう計画があるのかどうなのかその辺りを教えてください。以上です。

【佐藤会長】 基準部長にある方は、少し2巡目にまわしていただいて。

【上原委員】 安定のほうで、5ページのところで聞きたいんですけど、第2のセーフティーネットの(2)の就労支援協議会というのがありますね。この辺の中身を教えてください。ジョブサポーターについて、何か公的な資格か何かがあるのかどうか、その辺を教えてください。

【佐藤会長】 じゃ、ここで1巡としといて。もう1回やりますので、すみませんが。僕、一つだけ徴収部長に。雇用保険の適用拡大したでしょ、そこの部分がどうなっているのか、そこの部分を伺えればというふうにしていて。じゃあ、安定、需給、基準、徴収と

いう形でご質問。きょうお答えできないものは後でという形でも構いませんので。今お答えできるものだけ、お答えいただければということで。

**【深井職業安定部長】** 安定部からいきます。中小企業の緊急雇用安定助成金の関係でございすけども、中小企業におきます助成金の本年度と前年度の上期に比較しますと、前年度は3万6,864件。今年度は4万5,882件ということ。24%アップしてます。派遣等の絡みから、要件緩和等もございましてIT関係業界が教育訓練を結構、利用されています。しかし、対象労働者につきましては、間違いなく10%、11.6%減ってきております。そういう意味では若干IT業界等も自社で従業員の方を調整されているのかなという感じはしております。具体的な数は今その程度でございす。

あともう1件、中小企業、ものづくりの現場でございすけども、これにつきましてもハローワークを利用されている企業さんは、中小企業さんが多いわけでもございまして、なかなか求職者がそちらに目を向けてくれないということもございす。そこで、地域性がございまして、東京局には、17ハローワークがあるんですが、そういうものづくりが盛んなところは、墨田区管内、あとは大田区にございす。墨田区につきましては、自治体と連携をはかりまして、区内の中小企業に、現場の見学会プラス面接会もタイアップした、そういう取り組みをしております。この中で、国の助成金制度もあるわけですが、区も独自に助成金等を出していただいて対応している。これも結構進んだ取り組みかなと思っております。先ほども質問の中にもありましたけども、私どもとしましては、これ以外に求人票だけでははかりしれない、企業の中における現場の写真ですとか、経営者のコメントですとか、あとは就職している方、採用された方等、現場で働いている方のコメントなんかも所内に張り出すなどして、中小企業のいい点もアピールしながら、就職に結びつけるマッチングの努力もしているところでございす。次に協議会でございすけども、これは東京労働局と自治体と社会福祉協議会と連携をとりまして、生活保護を受けている方とか、困窮者の方の支援につきまして、チームでどのように支援していったらいいのかという協議をしている場でございす。

**【佐藤会長】** あとジョブサポーターの資格が。

**【深井職業安定部長】** ジョブサポーターですが、資格は特になく、私どもすべて公募をしておりますが、まず社会保険労務士の資格があればなお可というふうにしておりまして、なおかつキャリアカウンセラーの資格等を持ってればなお結構という形で。あとは、いわゆる民間企業におきまして人事労務を経験している方というのも選考の対象という形

で募集をしております。

【佐藤会長】      じゃあ、需給部長。

【松浦需給調整事業部長】      需給調整関係につきましては、先ほどご指摘のように、9ページの後ろにありますとおり、22年度に入って是正指導の件数が減っているところがございます。はっきりこうだ、ということにつきましては、詳細な分析をさらに年間をわたってしてみないとわからないのですが、一つ印象としましては、21年度は当初に例の雇い止め問題で指針の改正などが行われた関係で、相当、契約の中に派遣先に損害賠償条項をかけていくというのがあったんですけども、そういったことができていないといったものが相当数あったこと。それから2月に始めた専門26業務の適正化キャンペーンの関係で、やはり最近、かなりそのところは締まってきた感じがするということがあります。あとは指導対象の問題なんですけれども、時期・時期によりまして、比較的中小のところを対象に多い時期とか、大手が多い時期とかありまして。21年度は比較的中小の派遣会社を対象となるが多かったことも、少しそういった原因の一つかなと感じております。以上でございます。

【佐藤会長】      基準部長。

【引地労働基準部長】      1点目の改正基準法でございますけれども、これはご照会の電話はいまだにたくさんかかっております。労働時間課で対応してございますけれども、先ほどご指摘のあったコンサルタントを中心に回答しております。先ほどの件数について昨年度の半分ということですが、一応半年間の集計ですので、ほぼ同じぐらいになると思っております。それで、新法の適応される36協定は、今年の4月以降締結されたものになりますので、来年の3月に締結されるものが大変多くなることから、そこからが本番になるかと思っております。ただ、今年出てきた36協定についても、4月から、すでに窓口での点検指導は強化しておりまして、問題のあるところにつきましては、あるいは長時間労働を可能とする特別条項をつけているようなところは、自主点検という形でもう一度自分たちで見直して欲しいという指導をしております。これを出してこないところは、近く呼び出して、指導するという方針にしております。

それからメンタルヘルスのご質問をいただきましたが、労災の申請が増えているというのは事実でございます。認定基準でも、パワハラといった観点からの指針もできましたので、そういう意味では少し間口広がっているというのは事実でございます。また事案が報道されると一気に申請なり問い合わせが殺到するというところでございまして、社会的にそ

ういうものも労災になるという認識が深まったのが大きな原因かと思います。ただ、認定件数が増えないというのは、ご指摘のようにさまざまな仕事での負荷があるというのは、どの仕事も同じでございますが、それが業務に起因するものかどうかという観点から整理をしております。申請件数ほど増えていないということは事実でございますが、認定上の判断にあたっては専門家会議を開いて、専門家の先生に3人来ていただきまして、その先生のご意見をいただいた上で決定しているということでございます。

立替払につきましては、私も大変驚いております、本省においても当惑しているということでございますので、私もそれ以上のことを申し上げる立場にないわけでございますが、東京の審議会でもご意見をいただいたことを本省の方に、議事録と別に私から申し上げさせていただきたいと思っております。それからクレーンの事故でございますけれども、クレーンで掘削の機械を吊っているということなんで、正確に言いますとクレーンでない状態で使用していて、荷重の警報装置が効かないような状態になっているのを無理に使っていて発生しております。去年の事故も今年の事故もそうございましたので、近く業界に対して要請書を出したいと思っております。以上です。

【山崎（泰）委員】 安定のところ、7ページの障害者雇用対策のところがありますが、障害者ということだと大きすぎるので、例えば身体障害者の人はどうなのかとか、知的はとか、精神はとか。今でなくてもいいんですけども、詳細についてまた教えてください。

【佐藤会長】 雇用率ね。はい。ほかには。どうぞ。僕だけ駆け込みで言ったみたいな感じんですけど。

【金子委員】 もう時間ないから。

【佐藤会長】 いやいや、どうぞ。まだ5分ありますから。どうぞ、上原さん。

【上原委員】 新卒3年以内も含めて、先ほど現場を見せてもらい参考になりました。それはそれでいいんだけど、雑誌なんか読むと他に8万人ぐらい中退者がいるっていうんですよね。

【佐藤会長】 中退ね。

【上原委員】 これはもう新卒でも10万人ぐらい就職できないって言ってるのに、そういう意味じゃフリーター予備軍みたいで困ってる。そういう者に対する手当っていうんですかね。

【佐藤会長】 中退についてね。

【上原委員】 その辺が、国の話なのかもしれませんが、どうなのかなと。

【佐藤会長】 そしたら、いいですか。

【金子委員】 じゃあ、一つだけ。

【佐藤会長】 どうぞ。どうぞ。

【金子委員】 柴田さん寂しそうだから、一つだけ。

【佐藤会長】 そういうことも大事ですよ。

【金子委員】 育休の紛争の問題でもって、復帰後のトラブルが多い。中身をいくつか教えていただけますか。

【佐藤会長】 はい。徴収部長、安定部長、雇用均等室長という形で。じゃあ、先ほどの僕の質問。

【堀之内労働保険徴収部長】 はい。私ども徴収部が取り組んでおります未手続事業一掃対策というのは、労働保険の適用事業場であるにもかかわらず、労災とか雇用に入っていないというところに対して取り組みをしている。その結果がこの数字ということでございます。

【東労働局長】 今のところ雇用保険の被保険者は、増えつつあるんですが、事業所も増えているんですよ。この状況の中でもですね。東京局管内ですと。ただ、それが雇用保険の31日以上のものなのかというのは、検証できておりません。

【佐藤会長】 そうですか。わかりました。

【堀之内労働保険徴収部長】 ただですね、私が決裁をしまして、遡及して加入したいということで、保険料を納めます、というようなことでの書類というのはかなり出てきておりまして。かなりの数字はありますということで。数字そのものは、今日は持ってきておりません。

【東労働局長】 1年たったあたりで検証してみますか。

【佐藤会長】 そうですよ。そうしないと、わからないですよ。じゃ、どうぞ。

【深井職業安定部長】 障害者の職業紹介の状況でございますが、21年と今年度の上半期の比較をさせていただきますが、身体の障害の方は今年の上半期、新規求職、累計4,137名。これは対前年比4.1%増加。知的障害者でございますが、今年度上期1,372名、こちらは対前年比で11.7%増加しております。一方で精神障害者の方ですが、今年度上期、2,448名。対前年比で16.1%増加と。最近は精神障害者の新規求職者の割合が高くなっているのが特徴でございます。

【佐藤会長】 均等室長、お願いします。

【柴田雇用均等室長】 育児休業の復帰に向けてのトラブルなんですけれども、復帰してからというよりは、これから復帰をするという時に受け入れる事業主のほうが、戻せないという、そういうトラブルなんです。育児休業したことを理由に、戻さないというのは法違反でありますけれども、「あなたが休み始めた時に比べると随分企業の状況が悪くなっている」とか、そういったことをいろいろ、何だかんだ言いながら、スムーズな復帰ができないというトラブルが多くなっています。

【金子委員】 そんな露骨な、というか。

【上原委員】 企業の側からすると、いない間、仕事があれば、だれか補充しなきゃなんないわけですよ。そこで人的対応を多分すると思うんですよ。それが1年なら1年たつて、ほかの人が戻ってくれば、算術的に言うと1人余っちゃうわけで。だから別のところで空いていれば、そういうことができるわけですけど、その辺の実務的な難しさがあるのは事実ですよ。

【金子委員】 なるほどね。

【佐藤会長】 そういう、考えにくいようなことが、あるわけだね、実際ね。

【柴田雇用均等室長】 はい。

【佐藤会長】 いいですか。じゃあ、どうぞ。一言だけ。

【傳田委員】 3点ほど意見を言わせてください。ひとつは、今年の年末の職業安定、セーフティネットの問題です。東京都は早々に公設の宿泊施設はこの年末はやらないということをやられました。厚労省は小宮山副大臣が東京労働局管内を視察し、派遣村という言い方を含めて特別な対策を行わなくてもいい状況ではないかということのように見えます。今年は東京都や他の自治体・社会福祉協議会などと十分な日常的な連携ができているということがあると思いますが、宿泊施設は不要としても生活相談などは強化をお願いしたい。

二つめです。労災はまた増加に転じていますが、労災防止指導員制度が来年3月31日に廃止になります。そのことは仕分けによって全国的なことで、予算もつきませんのでしようがないと思っています。その後、安全の専門家会議を設置していただくということで進んでいると聞いています。労使のこの仕組みをなるべく早めにして頂きたいと思っています。

最後に最低賃金の件です。政労使でこの先、全国的に800円、1000円と経済をみな

がら対応していくことを確認しています。800円未満の地区についてはコンサル、業界団体への支援金をだして指導してくださいとか、場合によれば直接経営に支援策ということも計画されています。800円を超える地区の東京でもコンサルの実施など相談窓口が必要ではないかと思います。小売業などでは隣接県との問題などもありますし、経営指導などは東京でも必要性は一緒ではないかと思います。

【佐藤会長】 経営サイド、何か意見ある？ いいですか。

【上原委員】 先ほど聞いた、この就労支援の中の、社会保障ですよ、どちらかというどね。入り口はいいんですけど、出口も同時に考えておかないと。生活保護者は180万人とか130万世帯とか言われています。年間収入は平均すると195万円とか言われています。実際に働いている人の33%ぐらいは、所得が約200万ぐらいだと。そうすると働いているのも、生活保護受けるのもニアイコールというのは、おかしな話です。ここで話す話はないんですけども。確かに入り口を誘導するのは有効だろうと思うんですけど、出口という用語弊があるんですけども、厚労省の意見だとそのうち1割ぐらいは、ちゃんと就労できるんじゃないかと言うんですけど。その手だても同時にしっかり打っていかないと、保護ばかり増え大変なことになるんじゃないかと思います。

【佐藤会長】 まだいろいろご意見あるかと思いますが、時間もかなり過ぎましたので、すみませんが、そろそろこれで第5期第3回東京地方労働審議会を終わらせていただきたいと思います。どうも熱心にご議論いただきまして、ありがとうございました。

【高橋企画室長】 どうもありがとうございました。それでは、これで審議会を終了させていただきます。

— 了 —